

障 政 第 95 号
令和6年5月22日

各障害福祉サービス事業所の管理者 様
各障害者支援施設の管理者 様
各一般相談支援事業所の管理者 様
各特定相談支援事業所の管理者 様

静岡県健康福祉部障害者政策課長

令和6年度「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の協議について(依頼)

日頃、県の障害福祉施策の推進に御理解と御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり厚生労働省より国庫協議の依頼がありました。
つきましては、実施要綱を確認のうえ、協議の希望がある場合は、下記により関係書類の提出をお願いいたします。

なお、本事業は国庫補助事業であり、国及び県予算の範囲内での採択となります。
必ず事前に下記の留意事項及び添付書類を御確認くださいようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 ・ 令和6年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業 国庫補助協議書
(別紙1) 事業計画書
(別紙2) 積算内訳
・ 複数の業者から徴した見積書 (PDF)
※補助対象内外が確認できるよう内訳が記載されていること。
※必ず最新の見積書を徴すること。
・ 導入機器の仕様等が確認できるカタログ (PDF)
- 2 提出期日 令和6年6月12日 (水)
- 3 提出先 障害者政策課宛てメールで提出
E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

4 留意事項

- ・「令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害福祉分野のICT導入モデル事業」の国庫補助の対象は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者が実施する事業となります。
- ・必ず別添2「障害福祉分野のICT導入モデル事業の留意点」及び別添3「障害福祉分野のICT導入モデル事業についてのQ&A」を確認の上、協議書の提出をお願いいたします。
- ・当該事業がモデル事業である性質に鑑み、ICT機器等の導入効果について事業計画書は具体的、定量的に記入してください。
- ・国及び県予算の範囲内での採択となります。採択後の補助金所要額の増額や機器変更はできませんので、あらかじめ導入機器等の精査をお願いいたします。

(参考)

障害福祉分野のICT導入モデル事業国庫補助金の概要

【実施対象】

障害福祉サービス等の指定を受けている施設・事業所

※指定都市（静岡市・浜松市）に所在する事業所は対象外

【補助単価】

ICT導入モデル事業：1施設又は事業所あたり1,000千円

【補助割合】

間接補助事業：国1/2、都道府県、都道府県等等1/4、事業者1/4

【補助対象】

①情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

②ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

③通信環境機器等（Wi通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）

④保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。

【補助対象経費】

- ・ICT導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

担 当 就労・施設班 川原
電話番号 054-221-2328